

令和7年度

東京都北区新紙幣・ キャッシュレス対応決済機器 更新等支援事業補助金のご案内

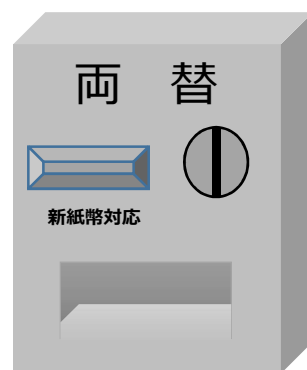
中小企業者が北区内で運営する店舗において使用している金銭を収受する
決済機器（自動券売機、自動釣銭機等）を新紙幣対応にする際の改修又は
買替えに要する経費、また区内店舗において消費者と対面による**電子的な
決済（キャッシュレス決済）**を行うための端末の導入等に要する経費の一
部を補助します。

≫新紙幣対応決済機器の補助

（1台につき） **最大20万円**
補助率2分の1

★さらに新紙幣とキャッシュレス併用
決済機器の導入になると・・・

（1台につき） **最大50万円**
補助率3分の2



≫キャッシュレス決済端末の補助

（1台につき） **最大10万円**
補助率10分の10



※補助対象となる事業者・決済機器には一定の要件が
ございます。詳しくは北区ホームページをご覧ください

詳しくはこちら



北区ホームページ

「北区新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金」で検索

≫申請書及び必要書類

申請書は右のQRコードからダウンロードできます。
必要書類についてご確認の上、北区へご提出ください。



北区ホームページ
「北区新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金」で検索

≫よくある質問

Q1 北区内の店舗が対象ですか。

A1 本補助事業の対象は、**北区内の店舗です。**

対象となる要件は以下になります。

法人：北区内に本社又は主たる事業所がある。

個人事業者：北区内に住民登録又は事業所がある。

Q2 補助対象となる決済機器の台数に限度はありますか。

A2 決済機器及びキャッシュレス決済端末の本体機器に**補助台数の限度はありません。**
ただし、1台あたりの上限額が決まっておりますのでご注意ください。

Q3 複数回に分けて申請ができますか。

A3 **申請期間の間に1度だけの申請となります。**

そのため、店舗が複数ある場合はまとめて申請するようにしてください。

Q4 自動券売機等の決済機器とキャッシュレス決済端末の両方を申請することができますか。

A4 **可能です。**申請は1度のみとなりますので、まとめて申請してください。

※それぞれ補助率・補助上限が異なりますのでご注意ください。

Q5 代金は支払いましたが、決済機器の改修（買替え）がこれからになります。先に申請することはできますか。

A5 **支払い及び改修（買替え）が完了してからご申請ください。**

Q6 現在キャッシュレス決済端末用に使用している、タブレット（付属品）の買替えをしたのですが、補助の対象になりますか。

A6 **付属品のみの買替えは補助対象としません。**キャッシュレス決済端末の買替え（無償・有償問わず）に伴いタブレット（付属品）の買替えを行う場合は、補助対象です。

Q7 修理にかかった費用は対象になりますか。

A7 **決済機器を修理するのみでは対象になりません。**

※決済機器の機能が向上するような改修については対象となります。

お問い合わせ先

北区役所地域振興部産業振興課商工係

電話番号：03-5390-1235

電話受付時間：平日午前8時30分から

午後5時まで

最新の情報はこちらをご覧ください
(北区ホームページ)

